

「家族サポート証券口座」について

2025年2月18日

本協会では、2019年金融審議会市場ワーキング・グループ報告書「高齢社会における資産形成・管理」及び2020年の同ワーキング・グループ報告書「顧客本位の業務運営の進展に向けて」にて提言された「高齢顧客保護のあり方」「認知判断能力等の低下した顧客への対応」を社会課題としてとらえ、2022年7月に「資産所得倍増プラン」への提言のうちの1つとして「高齢者の資産活用とその子供世代の資産形成」を提案し、証券界として同社会課題に応える観点から、任意代理契約の枠組みや既存の制度・サービス等を活用した高齢顧客向けのスキーム（以下、「家族サポート証券口座」という。）を設計する。

【家族サポート証券口座のコンセプト】

- 本人と信頼できる家族（配偶者や子供など）の間で任意代理契約を利用することによる極力シンプルな仕組み
 - 任意代理契約により、あらかじめ明らかにされた顧客本人の意思に基づいて、認知判断能力が低下・喪失した後でも代理人である家族を通じて継続して金融サービス（保有商品の管理・運用）を受けられる仕組み
 - 代理人による代理取引や出金目的を証券会社が確認し、金銭の引出しを本人名義の金融機関口座とすることで、代理人による代理権の濫用を防止する仕組み
- ※ 家族サポート証券口座は、高齢顧客の資産管理・活用の観点から利用できる複数の制度のラインナップの一つとして提案するもの

2024事務年度 金融行政方針 2024年8月30日公表（P17） 該当部分抜萃

（5）利用者目線に立った金融サービスの普及

②顧客に寄り添った金融サービスの提供

高齢化をはじめとした我が国経済社会の急速な変化を踏まえ、金融機関及び業界団体に対し、顧客に寄り添った丁寧な対応を促す。

高齢顧客の様々な課題やニーズへの対応に関しては、認知判断能力が低下した顧客の取引を親族や高齢者等終身サポート事業者等が代理する場合における対応等について、利用者利便の向上とトラブル防止の観点から、後見制度支援預貯金等の導入状況調査の結果も踏まえて、金融機関及び業界団体と対話を行い、さらなる取組を支援する。

https://www.fsa.go.jp/news/r6/20240830/20240830_main.pdf

高齢社会対策大綱 2024年9月13日閣議決定・公表（P32） 該当部分抜萃

（3）金融経済活動における支援

認知判断能力や身体機能が低下した高齢者に対して、きめ細かな投資家保護や、金融取引に関する代理制度の活用促進を図るなど、金融事業者における顧客本位の業務運営に向けた取組を推進する。

https://www8.cao.go.jp/kourei/measure/taikou/pdf/p_honbun_r06.pdf

高齢顧客の資産管理・活用の観点から利用できる制度一覧

- 法定後見制度（後見・保佐・補助）
- 任意後見制度
- 家族信託
- 予約型代理人制度
- 代理人制度（各証券会社で個々・独自に対応）
- **【新設】家族サポート証券口座**

家族サポート証券口座の制度要綱（例：代理人の範囲、代理権の範囲、手続きの流れなど）を作成



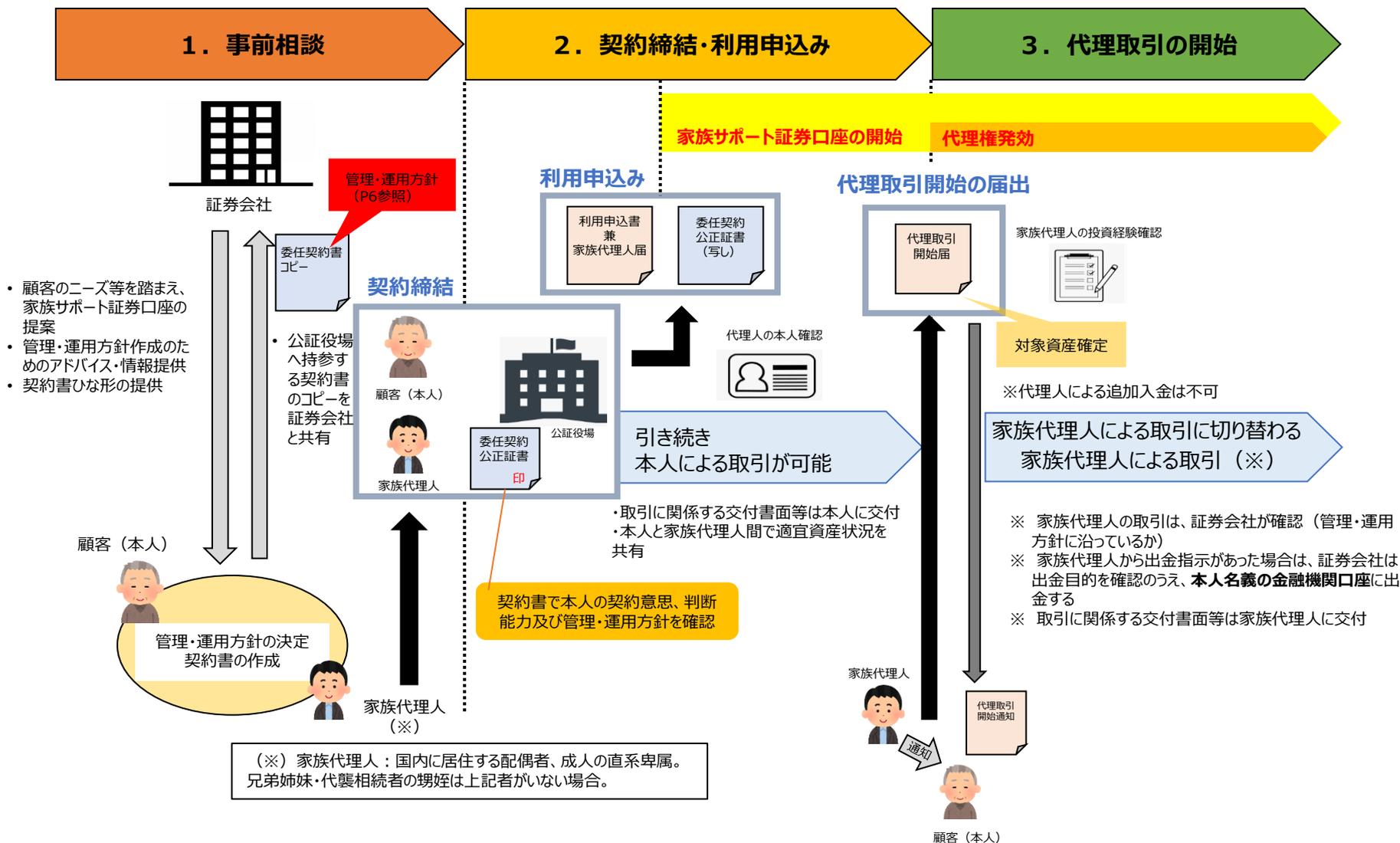
制度要綱に沿って対応する場合（※）には、**「家族サポート証券口座」の商標利用を可能とする。**

（※）制度要綱の備考に記載の内容等を参考に、要綱本文の内容をより厳格に対応する場合を含む。

※ 顧客が求める保護の範囲（日常生活に関する手続き等も含めるか）や資産の範囲（全財産か特定の資産か）により利用できる、利用すべき制度は異なる。

家族サポート証券口座は高齢顧客の資産管理・活用の観点から利用できる制度のラインナップの中の1つとして位置付けるものである。

家族サポート証券口座の流れ<イメージ>





家族代理人は、**契約書で定めた「管理・運用方針」(※1)**に従って、本人の証券口座にある資産の管理・運用を行う。

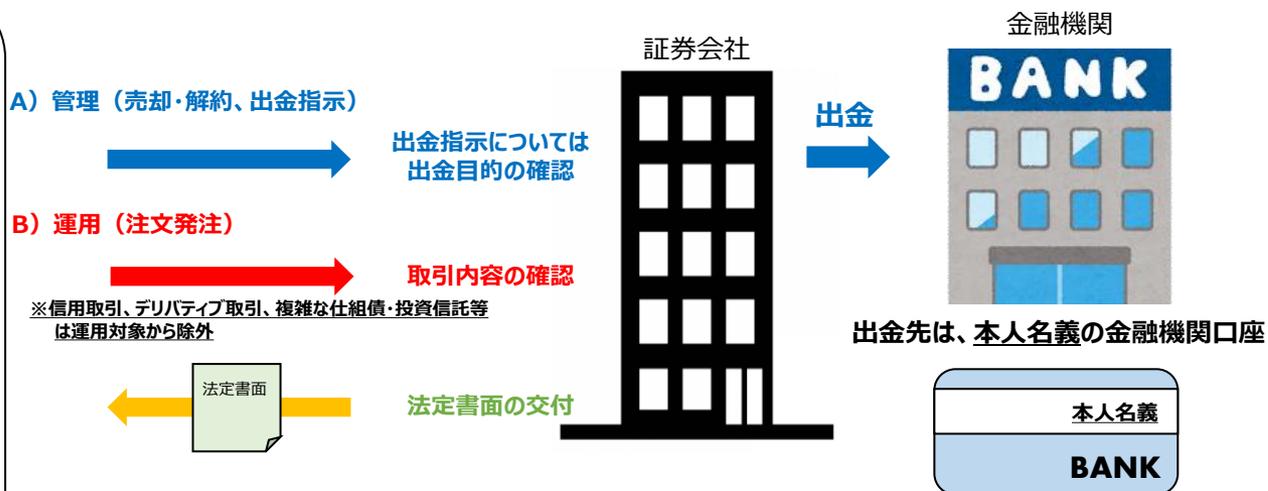
- (※1) **A) 保有商品を売却・解約し、本人名義の金融機関口座に出金すること**
B) A) に加え、本人の証券口座にある資産の範囲で運用(売買)を行うこと
 ⇒B)を選択した場合には、運用方法(運用対象とする商品分類の範囲)を決めておく。

(注) 代理取引開始後の本人による取引は不可

顧客(本人)の証券口座にある資産

保有商品	銘柄名
国内株式等	A
外国株式等	B
国内投資信託	C
外国投資信託	D
国内公社債	E
預かり金	100万円

証券口座への追加入金是不可(※2)



(※2) ①当該証券口座で受け取る配当金・分配金・利子及び②代理取引開始前に締結された累積投資契約に基づき、本人名義の金融機関口座から直接買付られる有価証券は対象となる資産に含む。

代理取引開始後

- 家族代理人は、契約書で定めた「管理・運用方針」に従って、本人の証券口座にある資産の管理・運用を行う。
 - ➡ 証券会社は取引受注の際には、取引内容が「管理・運用方針」に沿っているか確認する。
- 家族代理人は、本人の証券口座にある資産を売却・解約し、出金する。
 - ➡ 証券会社は出金目的を確認のうえ、本人名義の金融機関口座に出金する。
- 法定書面は家族代理人に交付される。

場面	一般的に想定される動き	備考
事前相談		
1. 証券会社からの情報提供 【本人→証券会社】	<ul style="list-style-type: none"> 証券会社は、顧客のニーズ（本人の認知判断能力が低下した後の備え）や顧客の状況を踏まえ、「家族サポート証券口座」の提案・説明（必要な資料の提供）を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 必ずしもすべての顧客に対し一律に提供するサービスではなく、対象顧客は各社で判断 ➢ 契約書（ひな形）、制度説明資料（リーフレット）など
2. 証券会社との事前相談、契約書作成 【本人・家族代理人→証券会社】	<ul style="list-style-type: none"> 本人は、家族サポート証券口座の利用について、家族（家族代理人を含む）と相談する。 証券会社、本人及び家族代理人で事前相談を実施、契約・申込に必要な情報を整理する（特に管理・運用方針）。 本人、家族代理人間で証券会社が提供したひな形を元に契約書を作成し、締結前に証券会社と共有する。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 資産状況、資産の取り崩しや運用する場合の取扱いの方針、代理人選定 など ➢ 公正証書契約の内容を証券会社があらかじめ把握するため
契約締結・利用申込み		
3. 契約締結 【本人→家族代理人】	<ul style="list-style-type: none"> 本人及び家族代理人が公証役場に赴き、公正証書契約を締結する。 	
4. 証券会社へ申込み 【本人・家族代理人→証券会社】	<ul style="list-style-type: none"> 本人・家族代理人は、利用申込書兼家族代理人届及び契約書の写しを証券会社へ提出する。証券会社はそれぞれの内容確認を行う。 証券会社は、家族代理人の本人確認等を実施する。 問題なければ、家族サポート証券口座を開始する。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 家族サポート証券口座開始後、代理取引開始届が提出されるまでは本人が取引を継続できる
代理取引の開始		
5. 代理取引開始届の提出 【家族代理人→証券会社】	<ul style="list-style-type: none"> 家族代理人は代理取引開始届を証券会社へ提出する。 証券会社は、家族代理人の適合性確認を行う。 問題なければ、家族代理人が取引を開始する。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 家族代理人は、代理取引開始届を提出する旨、本人に事前に通知する ➢ 証券会社は家族代理人から代理取引開始届の提出があった旨を本人へ通知する
6. 家族代理人による取引 【家族代理人→証券会社】	<ul style="list-style-type: none"> 証券会社は、家族代理人からの注文等を受注する。 証券会社は、家族代理人が行う取引が代理権範囲外の取引になっていないか確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 家族代理人による出金は証券口座から本人名義の金融機関口座まで。その際、証券会社は出金目的を確認する
7. 書面交付 【証券会社→家族代理人】	<ul style="list-style-type: none"> 証券会社は、取引報告書等を家族代理人に送付する。 	

家族サポート証券口座 制度要綱 概要①

(注) 以下は制度要綱の概要を示したものである。詳細は、制度要綱本文を参照のこと



	制度要綱での取扱い	補足事項
【要綱 1.】 考え方・目的	<ul style="list-style-type: none"> ➢ あらかじめ<u>信頼できる家族を代理人に指定</u>し、顧客（本人）の認知判断能力低下・喪失後や認知判断能力の低下前に代理取引を開始する。 ➢ 代理人による資産の適切な管理・保全・運用・処分等を通じて、顧客（本人）の生活・看護・療養・納税等に必要な資金を確保及び給付するなどして、顧客（本人）の生活の安定を図るとともに、円滑な資産の承継を目的とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 家族サポート証券口座を導入するか否かは、各社で判断する。 ➢ 各社が任意で提供する高齢顧客向けの既存の制度と競合することを企図するものではない。 ➢ 利用単位は、<u>証券会社単位</u>とする。（証券会社毎に家族サポート証券口座の利用申込みを行う。）
【要綱 2.】 契約の当事者	<ul style="list-style-type: none"> ➢ <u>顧客（本人）と家族代理人の二者間の契約</u>とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 家族代理人は1名とする。 ➢ 各社においてサービス利用を想定する顧客に一定の要件を設定することは妨げない。
【要綱 3.】 会員への事前相談	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 本人・家族代理人・証券会社の三者間で<u>事前相談</u>を実施する。 ➢ あらかじめ<u>証券会社から家族サポート証券口座の内容を説明</u>する。 	
【要綱 4.】 契約方法	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 本人と家族代理人の間で契約を作成し、締結する。 ➢ 契約は<u>公正証書</u>にて行うこととする。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 家族サポート証券口座として<u>公正証書契約は必須</u>としている。
【要綱 5.】 管理・運用方針	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 本人・家族代理人で相談のうえ、家族代理人に任せる範囲を以下から選択する。 <u>A) 保有商品を売却・解約し、本人名義の金融機関口座に出金すること</u> <u>B) A)に加え、本人の証券口座にある資産の範囲で運用（売買）を行うこと</u> ➢ B)を選択した場合には、<u>運用方法（運用対象とする商品分類の範囲）</u>を決めておく。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ B)を選択した場合の家族代理人による運用の方法は以下のとおり。（①～③から選択する） ① 現在本人が保有している商品分類の範囲とする ② 商品分類を本人・家族代理人間で決定する ③ 家族代理人が商品分類を決定する
【要綱 6.】 会員への利用申込み	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 家族サポート証券口座利用申込みにあたっては、 <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>利用申込書兼家族代理人届（添付書類を含む）</u> ・ <u>公正証書契約書の写し</u> を提出する。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 各社において追加的な書類の提出や面談を実施することなども考えられる。

家族サポート証券口座 制度要綱 概要②

(注) 以下は制度要綱の概要を示したものである。詳細は、制度要綱本文を参照のこと



	制度要綱での取扱い	補足事項
【要綱7.】 契約当事者以外との合意	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 求めない。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 本人・家族代理人の関係等を考慮し、各社において個別に対応することも考えられる。
【要綱8.】 家族代理人の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 国内居住者である配偶者及び成人の直系卑属とする。 ➢ 該当する者が存在しない場合（未成年の直系卑属しか存在しない場合を含む。）は、兄弟姉妹又はその代襲相続者たる成人の甥姪とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 本制度が、本人が健常なうちに代理人となる者を定め資産の管理・運用を任せるものであること、また、<u>家族の絆と信頼に基づく関係性を前提とすることから、家族代理人の対象者を制限する。</u>
【要綱9.】 取引当事者	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 代理取引開始前は本人、代理取引開始後は家族代理人とする。 	
【要綱10.】 代理権の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 本人の証券口座内の資産につき、管理・運用方針にしたがった取引及び事務手続き等を家族代理人に代理権として付与する。 ➢ 明らかに制度趣旨にそぐわない取引や商品（リスクが高い又は複雑な取引・商品）をあらかじめ対象外取引・商品として家族代理人による取引対象から除外する。 ＜例：信用取引、デリバティブ取引、複雑な仕組債・投資信託等＞ ➢ 本人が既に保有している対象外取引・商品については、あらかじめ各社において、その取扱方針を定め、当該方針に従い対応するものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 各社において対象外取引・商品の対象を拡大する（注文方法や取引形態を制限することも含む）ことも考えられる。 ➢ 既に保有している対象外取引・商品の取扱方針例 <ol style="list-style-type: none"> ①代理取引開始前までに本人により弁済・売却しておく ②代理取引開始の承認後、速やかに弁済・売却する ③（本人の意向及び家族代理人の適合性があることを条件に）弁済・売却のタイミングについては、家族代理人の指図に従う
【要綱11.】 契約締結能力及び契約内容の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 公正証書契約の成立をもって確認する。 	

家族サポート証券口座 制度要綱 概要③

(注) 以下は制度要綱の概要を示したものである。詳細は、制度要綱本文を参照のこと



	制度要綱での取扱い	補足事項
【要綱12.】 取引口座・出金口座	<ul style="list-style-type: none"> 取引口座は、本人の証券口座とする。 出金口座は、本人名義の金融機関口座とする。なお、原則として代理取引開始時点で確定する。 	<ul style="list-style-type: none"> 出金口座については、<u>本人名義以外は認めない</u>。また、出金口座を経由せず証券口座から直接現金を引き出すことは認めない。 代理取引開始後、出金口座の凍結や金融機関の支店の閉鎖等があった場合、本人名義口座であれば出金口座の変更は可能。
【要綱13.】 出金目的の確認	<ul style="list-style-type: none"> 証券会社は、家族代理人が本人名義の金融機関口座に出金する場合は、出金目的を確認する。 本人名義の金融機関口座からの払出しを行うにあたり、金融機関で代理人制度等の利用が必要であることについて留意が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 各社において出金目的の確認の方法や確認記録の保存方法などを定めることも考えられる。
【要綱14.】 代理取引開始時期	<ul style="list-style-type: none"> 証券会社が家族代理人から「代理取引開始届」(添付書類を含む)を受け入れ、承認した後とする。 証券会社は代理取引開始届出の提出があった旨を本人に通知する。 	<ul style="list-style-type: none"> 家族代理人は、代理取引開始届を提出する旨、本人に事前に通知する。 代理取引開始届の提出は本人の認知判断能力の状況を踏まえ<u>家族代理人の判断</u>で行う。
【要綱15.】 家族代理人の本人確認・投資経験の確認	<ul style="list-style-type: none"> 証券会社は、利用申込書兼家族代理人届を受領するまでに家族代理人の本人確認を行う。また、代理取引開始届出を受領するまでに家族代理人の適合性確認を行う。 家族代理人に対し、商品・取引の勧誘を行う場合には、その適合性も十分に考慮する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 家族代理人に関する本人確認等の手続きのため、家族代理人本人の取引口座を開設することも考えられる。
【要綱16.】 対象となる資産の特定と例外	<ul style="list-style-type: none"> 家族代理人が管理・運用を行う対象となる資産は、代理取引が開始した時点において本人の証券口座に帰属する資産とする。 ただし、以下の資産については、代理取引開始後であっても対象となる資産に含まれる。 <ul style="list-style-type: none"> 当該証券口座で受け取る配当金・分配金・利子 代理取引開始前に締結された累積投資契約に基づき、本人名義の金融機関の口座から直接買付けられる有価証券 	

家族サポート証券口座 制度要綱 概要④

(注) 以下は制度要綱の概要を示したものである。詳細は、制度要綱本文を参照のこと



	制度要綱での取扱い	補足事項
【要綱17.】 法定書面の交付先	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 「代理取引開始届」が提出されるまでの間（代理取引開始前） ……本人に交付する。 ➢ 「代理取引開始届」が提出された以降（代理取引開始後） ……家族代理人に交付する。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 法定書面等 <ul style="list-style-type: none"> ・目論見書 ・契約締結前交付書面／契約締結時交付書面 ・取引残高報告書 ・その他
【要綱18.】 契約期間	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 定めない。 	
【要綱19.】 損失発生時の責任	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 家族代理人が代理権の範囲内で行った代理取引については、取引により本人に損害が発生した場合であっても、家族代理人はその賠償責任を負わない。 	
【要綱20.】 代理権範囲等の確認	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 証券会社は、家族代理人の行う取引が代理権範囲外の取引になっていないか確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 代理取引開始後の追加入金は代理権の範囲外であり認めない。
【要綱21.】 家族代理人が負う義務	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 善良な管理者の注意をもって管理すること。 ➢ 自らの利益のために本人の利益を毀損してはならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 民法644条 受任者の注意義務
【要綱22.】 本人から家族代理人への情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 本人は、代理取引が開始されるまでの間、家族代理人に対し、適宜その取引及び財産状況について共有することが考えられる。 ➢ 証券会社は、本人の希望があった場合、年1回程度、証券会社から家族代理人へ本人口座の保有商品・資産残高・取引の状況がわかるものを送付する。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 「保有商品、資産残高、取引の状況が分かるもの」としては、例えば取引残高報告書が挙げられる。
【要綱23.】 監督人	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 設置は求めない。 	

家族サポート証券口座 制度要綱 概要⑤

(注) 以下は制度要綱の概要を示したものである。詳細は、制度要綱本文を参照のこと



	制度要綱での取扱い	補足事項
【要綱24.】 利用の停止又は終了	<ul style="list-style-type: none"> 以下の事象が発生した場合には、サービスを終了する。 <ol style="list-style-type: none"> ①本人又は家族代理人の死亡又は破産 ②本人又は家族代理人の法定後見制度の開始（一部例外あり） ③本人又は家族代理人の任意後見制度の開始（一部例外あり） ④本人又は家族代理人が非居住者となった場合 ⑤公正証書契約が無効となり又は取り消されたとき ⑥公正証書契約が解除されたとき 	<ul style="list-style-type: none"> 一部例外：本人について、補助、任意後見が生じた場合、補助人や任意後見人の金融取引に関する同意権・取消権、代理権の内容を会員が確認し、家族サポート証券口座を継続することも考えられる。 本人・家族代理人間の信頼関係が失われた、代理取引を巡りトラブル等が発生した、代理人が自らの利益のために本人の利益を毀損するなど代理権を濫用した、その他代理取引を継続することが適当ではないと証券会社が認識した場合、証券会社側で家族サポート証券口座の利用を停止又は終了することができる。
【要綱25.】 契約終了後の措置	<ul style="list-style-type: none"> 契約終了後、法定後見等の別の制度による扱いとなる場合は当該制度に従う。制度が無い場合は当初のとおり本人が取引及び各種手続きを行うものとする。 家族代理人に送付していた書面については、家族代理人から本人へ受け渡す。 	
【要綱26.】 誓約	<ul style="list-style-type: none"> 家族サポート証券口座に基づき家族代理人が行った取引等の効果については本人に帰属すること、変更の際には改めて契約が必要であるということを認識、遵守する旨を本人・家族代理人間で誓約するものとする。 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> 公正証書契約、利用申込書兼代理人届、代理取引開始届はひな形を提示する。 制度要綱によらず、会員が独自の判断で行う代理取引に制約を設けるものではないが、制度要綱に沿っている場合に限り、「家族サポート証券口座」という名称の利用を可能とする。 制度要綱に沿って、「家族サポート証券口座」を提供する場合には、自社のスキームが制度要綱に準拠している旨を確約するものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 家族サポート証券口座の取扱いについては、今後Q&Aで提示する。 商標登録前は「確約書」を、商標登録後は「商標使用許諾申請書」を本協会に提出するものとする。（※）

(※) 「家族サポート証券口座」の名称については、商標登録出願中

【参考】家族サポート証券口座と他の制度との比較（概要）

	家族サポート証券口座	家族信託	法定後見 (本人の認知判断能力が 不十分になった場合)	任意後見
法的根拠	民法	信託法	民法	任意後見契約法
代理人・受託者	配偶者及び直系卑属（例外的に兄弟姉妹・甥姪）	三親等内親族など	弁護士等が多い (家庭裁判所が選任)	本人が希望する者 (親族等)
契約書	任意代理に基づく契約書 (本人-代理人)	信託契約書 (委託者-受託者)	- (裁判所への申立て)	任意後見契約書
公正証書	必要	必要	- (裁判所における審判)	必要
代理権の発効時期	代理取引開始届提出後	信託契約締結後	後見開始の審判	任意後見監督人の選任後
監督人	不要	不要	不要 (後見人が親族の場合は、 監督人が選任される場合がある)	必要
売却・換金	可	可	可	可
運用	可	可	不可	不可
手続き費用	公正証書作成に係る費用	信託契約書及び公正証書作成に係る費用	申立て費用 後見人等の継続報酬	申立て費用 後見監督人の継続報酬

【参考】家族サポート証券口座に関する検討ワーキング・グループでの検討状況



回数	開催日	議案	主な論点
	2023年 12月19日（火）	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 証券戦略会議の下部に「家族サポート証券口座に関する検討ワーキング・グループ」を設置 ➢ ワーキング・グループメンバーの選任等 	
第1回	2024年 2月16日（金）	<ol style="list-style-type: none"> 1. 家族サポート証券口座の概要について 2. 制度要綱（案）の検討点について 3. その他 	
第2回	3月18日（月）	<ol style="list-style-type: none"> 1. 制度要綱（案）の検討点について 2. その他 	<ol style="list-style-type: none"> ① 代理人の範囲について ② 代理取引開始届出の提出について ③ 契約締結後、代理取引開始までの書面の交付について ④ 証券会社主導での家族サポート証券口座終了について
第3回	4月19日（金）	<ol style="list-style-type: none"> 1. 制度要綱（案）の検討点について 2. 成果物にかかる提案について 3. その他 	<管理・運用方針について> <ol style="list-style-type: none"> ① 代理人に任せる範囲について ② 代理人による保有商品の売却・解約の方法について ③ 代理代理人による運用（売買）の方法について（商品分類） ④ 代理人による運用（売買）の範囲について
第4回	5月21日（火）	<ol style="list-style-type: none"> 1. 制度要綱（案）の検討点について 2. 制度要綱（案）について 3. 各書面の様式について 4. その他 	追加入金の取扱いについて
第5回	6月20日（木）	<ol style="list-style-type: none"> 1. 制度要綱（案）の検討点について 2. 各書面の様式について 3. その他 	制度要綱案への各社コメントを踏まえた修正について
第6回	7月26日（金）	<ol style="list-style-type: none"> 1. 制度要綱（案）のとりまとめについて 2. 各書面の様式について 3. その他 	<ol style="list-style-type: none"> ① 保佐・補助・任意後見の取扱い ② 出金口座について
第7回	2025年 1月28日（火）	<ol style="list-style-type: none"> 1. 関係各方面への説明状況について 2. 制度要綱のとりまとめについて 3. 各書面の様式について 4. 今後のスケジュールについて 5. Q&Aの作成について 	

※WGでの検討に先立ち、大手5社担当者との間で非公式の勉強会を開催し、家族サポート証券口座のスキームの骨子案を作成

主査委員	遠藤明生	(野村証券)	営業企画部担当部長
	秋田和宏	(水戸証券)	コンプライアンス部長
	栗根大輔	(みずほ証券)	個人業務部・次長
	小原久乃	(今村証券)	内部管理部長
	金井亮	(長野証券)	専務取締役
	上林賢太郎	(大和証券)	ウェルスマネジメント企画部副部長
	田中秀明	(三菱UFJモルガン・スタンレー証券)	WMMリスク管理部・課長
	長谷川卓弥	(楽天証券)	フロンティアサービス部部長
	船津典彦	(岡三証券)	コンプライアンス部担当
	森永剛史	(むさし証券)	営業企画部長
	渡邊聡一	(SMB C日興証券)	営業企画部企画推進課課長
	有識者委員	永沢裕美子	(Foster Forum 良質な金融商品を育てる会)
野村亜紀子		(野村資本市場研究所)	主席研究員
山下純司		(学習院大学 法学部)	教授
オブザーバー	山田俊雄	(小澤英明法律事務所)	顧問
	石神暖仁	(金融庁)	企画市場局市場課市場企画室係長
	丹野慎太郎	(金融庁)	監督局証券課証券監督専門官